

排尿ケアカンファレンスの通常開催を再開します

令和2年1月より、常勤の泌尿器科医が不在となり、施設基準を満たさなくなったため、排尿自立指導料が算定できない状況となりました。また、COVID-19感染対策として、病棟リンクナースと専任看護師のみで縮小開催としています。しかし、今年度、今井医師が所定の研修を受け、専任医師として11月から排尿ケアチームにご参加いただけることとなりました。その結果、施設基準を満たすこととなり、算定可能となりました。**11月からは今井医師にも参加して頂き、通常の排尿ケアカンファレンスを実施していきます。**

【排尿ケアカンファレンス】
毎週金曜 16時50分～ 場所：3病棟カンファレンスルーム

排尿自立支援加算の新設

令和2年度の診療報酬改定により、「排尿自立支援加算」が新設されました。

これまでの「排尿自立指導料」との主な変更点は下記になります。

- ・回復期リハビリテーション病棟でも算定可能
- ・算定回数の上限が6回から12回に増加

病棟スタッフのみなさまには
今後も排尿日誌や
排尿自立指導計画書の
作成をお願い致します！

入院における排尿自立指導の見直し

- 入院患者に対する下部尿路機能の回復のための包括的な排尿ケア(排尿自立指導料)について、入院基本料等加算において評価を行い、算定可能な入院料を拡大する。併せて、算定期間の上限を12週間とする。

(新) 排尿自立支援加算 200点(週1回)

【算定要件】

入院中の患者であって、**尿道カテーテル抜去後に下部尿路機能障害の症状を有する患者**又は**尿道カテーテル留置中の患者であって、尿道カテーテル抜去後に下部尿路機能障害を生ずると見込まれるもの**に対して、包括的な排尿ケアを行った場合に、**週1回に限り12週**を限度として算定する。

【施設基準】

- (1) 保険医療機関内に、医師、看護師及び理学療法士又は作業療法士から構成される**排尿ケアチーム**が設置されていること。
- (2) 排尿ケアチームの構成員は、外来排尿自立指導料に係る排尿ケアチームの構成員と兼任であっても差し支えない。
- (3) 排尿ケアチームは、**排尿ケアに関するマニュアルを作成し**、当該医療機関内に配布するとともに、**院内研修を実施**すること。
- (4) 下部尿路機能の評価、治療及び排尿ケアに関するガイドライン等を遵守すること。

<新たに算定可能となる入院料>

- ・地域包括ケア病棟入院料
- ・回復期リハビリテーション病棟入院料
- ・精神科救急入院料
- ・精神療養病棟入院料 等